

ハンナ・アレントにおける「判断力」概念

今本修司

はじめに

現代に名高い政治思想家ハンナ・アレント(1906—75)は、ドイツのハノーファーに生まれたユダヤ系女性である。彼女はマールブルク、フライブルク、ハイデルベルクの各大学にてハイデガー、フッサール、ヤスパースらのもとで学び⁽¹⁾、哲学の学位を取得したが、その特殊な出生のために、ナチスが台頭する三〇年代にパリに逃れ、暫くの間ユダヤ人のパレスチナ移住を支援する組織で活動することになる。その後彼女は米国に亡命し、戦後も同地に留まり本格的に執筆活動を開始、ナチズムやスターリニズムを生んだ政治的土壌を正面から分析した著『全体主義の起源(The Origin of Totalitarianism, 1951)』を著して一躍脚光を浴び、その後もアメリカの各大学で講義をする傍ら、多彩な執筆活動を展開した。

このように、その生涯において豊富な哲学的素養も持

ち合わせながら、同時に実践的な政治活動にも専心したアレントが、新天地においてその生涯を費やしたものは、まさに「政治哲学」と呼びうる内容の、多岐にわたる一連の研究である。一方で筆者は、とりわけここ数年「哲学と政治との接点をさぐる」という独自のテーマのもとで「自由主義(民主主義)の哲学的基礎づけの可能性」の問題を検討してきたが、その意味でこのアレントの政治思想は格好の材料を提供してくれるものと考える次第である。いわば、アレントの思想において「政治」なるものの正統性、つまりあるべき姿が「哲学的考察」というものを通じていかに立証可能かをみるのが、本論文の主眼点である。

1 政治的能力としての「判断力」

(1) アレントにおける「政治」概念

アレントの著書の一『人間の条件(The Human Con-

dition, 1958)』においては、「政治」とは人間がその本性上他人を必要とする共同生活を営むということ、つまり「政治的動物（アリストテレス）」または「社会的動物（セネカ）」であるという、その基本的条件を意味すると定義されている。⁽²⁾ アレントがその意味の由来の論拠とする古代ギリシア国家（ポリス）においては、この人間の「共同生活」という事実は、人間の「活動的生活 *vita activa*」が営まれる世界、に関わることを意味していたとされる。その世界とは、狭義には「言論」と「活動 *action*」とによってその構成員全員が各自の考えに基づき「意見 *opinion*」を主張出来、そこでめいめいが自発的に行為しうるような公共的な政治空間、すなわち「公的領域 *public realm*」である。⁽³⁾

これに対して、奴隷の肉体労働に代表される「労働 *labor*」や、或る私的な生産目的のための手段として営まれる「仕事 *work*」の領域、あるいは家庭生活のような私的領域 (*private realm*)、そして哲学者の形而上学的思索に代表されるような「観想的な生活 *vita contemplativa*」といった一切は、公共的な領域の枠外に置かれるものとして、政治的行為とは一線を画するものとして扱われる。すなわち「政治」とは、ここでは人間の肉体や生命の維持を追求する行為でも、また技術や道具を

駆使して生産に従事する「工人 *homo faber*」としての人間の行為に関わるものでもない。それは先に述べた様な「言論」と「活動」を通じて、個人が自由に意見を戦わしうる「現れ *appearance*」を旨とする創造的な行為とされる。⁽⁴⁾ しかもそこでは、個人は恣意的に行為しうるのではない。「公的 *public*」という言葉が、われわれが常に「共同生活」のうちにある、つまり他人と世界を共有しているのだという事実に根ざすものである以上、そこにおいて人は「語ることを通じて、それがすべての他人に「見られ、聞かれる」ことによって初めて自分の存在のリアリティを確信するのである。⁽⁵⁾

アレントはこの「政治の場」＝「公的領域」のモデルとして、古代ギリシアそしてローマ共和政社会に共通してみられた、純粹な意味での「活動的世界」の意義を最大限に評価する。アレントの考えでは、このような公共的空間における人間の「多様性 *plurality*」すなわち多種多様な個性をもった独立した人間が存在し、相互の権利や義務を承認し合いながら生活している、という単純な事実がもっとも明確に意識されるべき領域こそが、元来の意味での「言論と活動」に基づく「政治」の場なのである。⁽⁶⁾

(2) 「判断力」の公共的性格

ならば、以上のような「政治」の場における我々の自由な相互行為を可能にさせる人間の「思考」とは、いかなるものであるか。アレントはここで「政治的思考の代表的性格 representative character」を挙げる。それは「多数性」に根ざす我々の（政治的）共同生活の運営に関する「意見」を披瀝する際に、人はそこに存在していない人々の観点を想定し、彼らの意見を代表することになる、という思考の性格である。⁶⁷⁾

この「代表的性格」とは、同時に単に他人の代弁でもなく、また単なる同情でも妥協でもなく、いわば「私」が自分自身のうちで他の人々の立場を想定し、より妥当な意見を形成しようとする「配慮」であり、もしくはそうした人間の精神的能力に依拠することがらである。この精神的能力を、アレントは人間の行為を規定する諸条件の一としての「判断力 judgement」の特徴として取り上げる。つまりそれは端的に「すべての他人の立場にたって考える」能力であり、カントが命名した「拡張された思考法 eine erweiterte Denkungsart」にはかならない、とするのである。⁶⁸⁾ その「拡張」といわれる所以とは、とりわけこのような「判断力」の機能が、純粹に個人のみを帰せられる能力である、絶対的な真理または

善の観念に関わる哲学的＝理論的思考とも、実践的な道徳原理とも性質を異にすることに存する。つまりは、人が何事かを「判断」し「判定」を下す場合は、たとえそれが自分一人の判断であろうとも、必ずやそこに「他人の潜在的同意」が想定されている、言い換えれば「判断」にあつては、我々はつねに単なる主観的な独断を回避すべく「他人の存在」に依存し、他人への妥当性に考慮を払うべく要請される、ということである。

「判断力は、他人との潜在的な同意に懸かっており、何かを判断するのに積極的に働く思考過程は、純粹理性の思考過程と同じように自分自身の間での対話ではなく、たとえ何かを決定する場合に完全に自分独りであるとしても、それは元来必ずや最終的に或る見解の一致に達しなければならぬ、と自分自身で心得ているような、そういう他人との予測可能なコミュニケーションのうちにある。」
(アレント『文化の危機』九九頁)⁶⁹⁾

この「判断力」は、もちろん何らかの特定の原理や基準を他人に強要するような強制力を持たないことは明らかである。したがって、それは政治における「意見」の交換あるいは先述の「公的領域」＝「現れの場」におけ

る、人間の「言論と活動」の過程において、特にその機能を発揮するであろうと考えられる。なぜならば、政治的―公共的な「意見」によっては、われわれはただ自分の見解を相手に納得させること、共感を呼び起こすことしか可能ではないからであり、それ以上共有しうる妥当性の基準をもち得ないからである。そこでは特定の知識や真理ではなしに、ある種の事実に対する「判断」がつねに優先されるのであり、¹⁰¹その判断の非強制的、非独断的な自由の余地を保障するのが、この「公的領域」としての政治的公共性の空間なのである。

2 精神的能力としての「判断力」

——カントの「美的判断」をめぐって——

(1) 「主観的妥当性」としての「判断力」

この「判断力」特有の性格を論ずるにあたって、アレントがその論拠としたのは、ほかならぬカントの『判断力批判』で論じられている「美的判断力 *ästhetische Urteilskraft*」の概念である。アレントがここで注目するのは、とりわけカントがこの「判断力」を、他の認識能力と比して非―主観的かつ非―普遍妥当的な能力として位置づけている部分である。

「このような判断力は、「主観的な私的条件」つまり各人の個性から解放されなければならないということの意味している。判断力は、妥当性をもつために、他人の存在に依存しているのである。したがって…それはけっして普遍的な妥当性ではない。それが妥当性をもつという主張は、他人を飛び越えて拡張することはできない。」

(アレント『文化の危機』九九頁)¹⁰¹

「趣味の判断は、一切の関心を離れているという意識を伴う以上、客観に依存するような普遍性をもつものではないが、しかしすべての人間に例外なく妥当すること必然的に要求する。言い換えれば、趣味の判断には、主観的妥当性に対する要求が結びついていなければならぬ。」

(カント『判断力批判』第六節より)

確かにものの好き嫌い、すなわち趣味の問題は、元来個人独自の問題である。しかしながら、われわれが何かを「判断」し、その結果を口にする場合は、たとえば個人だけの問題であろうとそこに必ず他人の眼（もしくは他人の判断）を仰ぐことを前提せざるをえない。その意味で「判断」はつねに単なる個人の独断的判断ではなく、かといってそれがたとえばカントの説く実践理性による

定言命法のように、普遍的に万人に命令として妥当すべきような拘束力をもたないということであり、その意味で、「この絵は美しい」といった美に関する趣味の判断は、この両者の中間的な性格、すなわち「主観的妥当性」をもつ、ということになる。アレントは、この判断の間主観的性格をちょうど「公的領域」での人間の政治的活動すなわち「意見 opinion」の形成と相関するものとして捉えたのである。

「意見の形成過程そのものは、ある人間が他の人々の立場に立って考え、その人々の心を代弁することによって成り立つ：意見を形成する場合に、たとえ自分が一切の交友関係を断ち、完全に孤独になるとしても：自分は依然、普遍的な相互依存にあるこの世界にとどまっております。そこで自分は他のすべての人々を代弁することができるのである。」（アレント『真理と政治』一二六頁）¹³

(2) 構想力と共通感覚——「判断」を可能にするもの

「政治」は共同生活である以上、その成員は本来、共同体の一員であるという意識を有しているはずである。

「判断力」が単に個人的でなく、公的な能力とされる以上、その「公的」たる特徴ないし性格は、カントが

『判断力批判』第三九節以下において述べている「構想力 Einbildungskraft」ならびに「共通感覚 sensus communis」という能力によって基礎づけられようと、アレントは解釈する。

「趣味については議論しえない(De gustibus non disputandum est)。…言い換えれば、趣味に関することからについて事態を混乱させているのは、それが伝達不可能であるということである。この難題の解決は、構想力及び共通感覚という名をもった二つの別個の能力によって示される。構想力とは、現に目の前に存在しないものを表示する能力であるが：人が現実に関わりをもたないとき、ただイメージの中で人の心に触れ、触発するもののみが、物事の是非や、重要性や、美醜といった判断の対象となるのである。」

（アレント『カント政治哲学講義』一〇二頁）¹³

カントにおいて「趣味の判断」の際に働く構想力（または想像力）とは、美的対象をイメージ（表象）として再構成することによって「美」の満足感を与え、判断する契機をなす能力である。アレントは、これは「趣味」の場合に限らず、「判断」一般の契機を形成する能力と

考える。それは、現に今いない人の立場についてイメージし、その人間の立場にたつて考え、判断する「拡張された思考法」（という政治的能力）を可能にするものといえるだろうからである。このことは、カントの述べる「共通感覚」についても適用される。

「しかし我々は、この共通感覚を共同体 (Gemeinschaftlich) 感覚の理念において理解する必要がある。要するにこの共通感覚とは、一種の判断の能力、言い換えれば、その反省する能力によって、他のすべての人の発想の仕方を予め頭のなかで考慮する能力なのである……ところでこのことは、我々が自分の判断を他人の判断に、ただし実際の判断というよりは可能な判断に適用し、自分自身を他人の立場に置いてみることによってのみ可能である。」 (カント『判断力批判』第四〇節より)

つまり「拡張された考え方」としての「美的判断」はここでは万人がもつ「共通感覚」を介して主張されるものであるが、同時にそれは政治的な「共同体感覚」を通じて「意見」が万人に伝達され相互了解されるための基盤をなすものと、アレントは考えるのである。⁵⁰

(3) 芸術と政治との相関性

『判断力批判』の文脈においてカントは、あくまで「趣味」ないし「美的判断」について考察したのであったが、アレントはこの分析を同時にわれわれの「政治的生活」の領域にも適用しうるものと解釈した。なぜなら「芸術と政治とを結ぶ共通の要素は、それがともに公的世界の現象だということ」⁵¹だからである。芸術作品にしても、演劇や音楽の演奏にしても、その優秀、美醜が聴衆や批評家の眼にさらされ、彼らによって判定され評価を受けることを前提に、芸術家や演出家の側は、より完成度や質の高いものを仕上げようと努力する。ここに、単なる「芸術」という行為が「完全な私的行為」ではなく、行為者と鑑賞者（観察者）との相互のコミュニケーションという、双方向的な連関において成り立っている行為であり、少なくともそれが意識されて行われる一種の「政治的行為」である、という指摘が可能となる。アリストテレスが「判断力」を「詩人や歴史家のもつべき思慮の能力 (phronesis)」と規定している理由も、それが（政治家と市民という）この行為者と観察者との双方向性において相互にもとめられるべきものだからである。⁵²

同様に、「芸術的行為」は普遍妥当的な法則に支配さ

れているのではなく、カントのいう「構想力と悟性との自由な戯れ」において、自発的に形成される創造的な行為であるかぎり、それは本質的に「言論と活動」を旨とする公的領域における「政治的行為」と同じ性格を有しているといえる。アレントは、この両者はともに「パフォーマンス」であると¹⁰¹位置づけているが、彼女は同時にこの構想力の自発性に基づく「意見」や「作品」が純粹には個人の所産（主張）でありながらも、それらが政治的な公共性の空間において修正され、自己自身による反省や他人の批判的な眼によって洗練させられていくというところに、この「判断力」のもつ積極的な意義をみるのである。

(4) 判断力と思考力・意志力との関係

アレントの未完の著作である『精神の生活 (The Life of Mind)』においては、伝統的な西洋哲学の諸例が引き合いにだされ、人間の精神的能力について論及されているが、そこで扱われているのは第一部をなす「思考力 thinking」と、第二部に相当する「意志力 willing」の能力であり、未完の第三部では「判断力」が扱われる予定になっていた。その詳細はアレントの亡き今は知る由もないが、後にカナダの研究者 R・ペイナーらの努力に

よって、恐らくその内容に相当する、先に検討した晩年の『カントの政治哲学講義』に関するアレントの原稿が編集されるに至ったというわけである。¹⁰²しかしながらこの著作は「人間の行為を規定する精神的能力」として、「思考力」「意志力」「判断力」が互いに関連し合うものとして位置づけており、その詳細は未だ明確でないのである。ただしここにおいても「判断力」は、独特の精神能力として扱われている。アレントの記述箇所によれば、「判断力」が「思考力」や「意志力」ともっとも異なる点は、後者が単独の個人だけでも十分その機能が発揮されうるといふ主観的、非政治的（あるいは非公共的）性格を免れ得ないのに対し、それ自身「他人の存在を必要とする」、すなわち「人間が公的領域、つまり共有の世界で、自分自身を位置づけることができるかぎり、政治的存在としての人間の基本的能力の一つである」¹⁰³からである。だが「判断力」は同時に「現れ appearance」を旨とする公的空間への「思考力」の現実化を促進させ「意志力」の恣意性を未然に防ぐものとしてその真価を発揮しうるであろうし、逆に先述の「観察者 spectator」の目をもつ「思考力」の論理的能力や「意志力」のもつ自発性の働きは、公平でかつ積極的な「判断」を促すための助けとなりうるであろう。

3 結 語

——「自由」という「人間の条件」

に基づく「政治」の意義

づく権力支配の構造であった。アレントはその現実「個々の人間のアイデンティティとリアリティ」を保障する「多数性」に基づく「現れの場」としての政治的空間の喪失をみようとしたのであった。

確かに、以上のような古代ギリシアのポリスを範型とするアレントの「政治」概念自体は、現代からみればユーロピア的であり、しかも権謀術数に終始する政治の実際の側面からみれば、単なる楽観主義的な理想にすぎない、と評する批判も少なくはない。²⁴にもかかわらず、アレントの議論が今日でもなお生命力を維持しているのは、それが偏に「人間の自由」という、単なる時事的な政治情勢の予測や分析にとどまらない、われわれが生存するその本質に関わる普遍的な「人間の条件」を追求したものである。というのも、アレントがポリス的政治形態を復権させるに至ったのも、その前提として彼女のけっして楽観論ではない、厳しい政治的現実に対する冷静な分析の眼があったにほかならないからである。

たとえばアレントが主著『全体主義の起源』において描き出したことは、ナチズムやスターリニズムに代表される「全体主義」の共通の根幹であるところの、人間の「公的領域」を一切容認せず「意見」に基づく「活動」それ自体の可能性を否定する、一元的な思想の強制に基

他方でアレントは『人間の条件』において、近代以降の「公的領域」の喪失とともに、新たに技術化・機械化された自己目的的生産活動である「労働」と「仕事」の「社会的領域 the social realm」が台頭するに至り、今日の大衆社会の基盤を築いたことをペシニスティックに描き出した。この大衆社会の蔓延のなかで個人は孤立し、「多数性」による「活動」の意義を見失い、それによって己自身のリアリティ＝個性(uniqueness)を喪失する、といった一連の過程は、そのまま「全体主義」の支配を容認する地盤となる現代人の「無思想性」を形成する、という危機的分析に裏づけられているのである。

ところで今日、ヨーロッパの近代市民社会の完成期（もしくは近代日本の黎明時代）にみられるような「個人と社会との対立と葛藤」といった構図は、現代の大衆社会の構造を解明するにあたっては最早通用しないことは明らかである。むしろ「社会」という主体が「国家」「営利企業」「マスコミ」といった複数の組織権力の複雑な構造の絡まる関係において成立している現代の先進国

の内情においては、「個人」対「社会」は、そのまま「個人」対「システム」の関係、もしくは「リベラルな個人同士の連帯性」対「組織における連帯性」という構図に置き換えられうるだろう。そのなかで、アレントの叙述し得たような「公的領域」を可能にする、公共的な空間を何処にまた如何様に実現しうるのか、という具体的問題を論ずる以前に、少なくともその前提として、われわれ各人が個人としてのリアリティを求め、今日の「システム（組織）化社会」に対応しうる、我々の「労働」ないし「仕事」の場である「社会的領域」中心型の生活に反省の眼差しを向けることにより、アレントの述べるような「活動」中心の創造的な生活の場、すなわち真の意味で「公共的な政治の場」を復権させようとする問題意識を互いに高め合うことが先決であろう。

何故ならば、それこそがアレントの述べるような人間の積極的な意味での「自由 freedom」、つまり個人を単位とする自発的な連帯性であり、政治的生活へと関わりうとする人間の人間たる確証＝人間の条件であるところのもの、に他ならないからである。

このことを、アレントは次のように表現している：「自由とは、危機とか革命において、政治活動の直接的な目標になることはほとんどないが、実際にはとにかく

人間が政治という枠組みのなかで共同生活している理由なのである。自由なしには、政治生活そのものが無意味となるであろう。政治の存在理由は自由であり、その経験の場は活動である。」

（アレント『過去と未来との間に』一四六頁）^①

アレントが「アイヒマン裁判」を公平な観察者(impartial spectator)の立場から見事に分析し得たように、われわれは「政治」の存在理由を問うにあたって、人間のもつ「間主観的」な実践的能力である「判断力」の意義を問うことに向かった。ここでは「意見」の形成と「判断力」は単なる政治の要件であるばかりでなく、政治が人間の条件たる「自由」を具現化するための「活動」の場であることの証拠でもあった。それゆえに「判断力」とは、いわば人間が「自由」であることを確認しうる根拠であり、「自由」とは、その判断力のレゾン・デートルであるといえるであろう。^②

註

(1) これらの哲学者の思想からアレントの得たものは大きいですが、その関連性を詳細に分析したものととして、たとえば次の文献を参照：小野紀明『現象学と政治——

二十世紀ドイツ精神史』行人社、一九九四年、三五九頁以下。

(2) Hannah Arendt, "The Human Condition" Chicago, 1958 / 志水速雄訳『人間の条件』中央公論社 一九七三年、二八頁。

(3) Ibid. (邦訳 五〇頁以下)

(4) Ibid. (邦訳 二〇一頁以下)

(5) Ibid. (邦訳 二七—八、五〇—五一頁ほか)

(6) Ibid. (邦訳 九—一〇、二〇二頁ほか)

(7) Arendt, "Between Past and Future. — Eight exercises in Political Thought", New York 1968 / 志水速雄訳『文化の危機——過去と未来の間にII』合同出版、一九七〇年、一二五頁以下。

(8) Ibid. (邦訳 一二六頁)

(9) Arendt, op.cit.

(10) Ibid. (邦訳 一二七頁ほか) なおアレントによれば「哲学的真理」ないし「合理的真理」が何ら現実に影響されず、唯一つの理念ないし理論を貫きつづるものであるのに対し、政治的な言論をめぐる「意見」は「事実的真理」と関連し、常に出来事や環境によって影響され、妥当性をめぐる判断を必要とするものである、と考えられている。

なお、この議論にたいして、たとえばハーバーマスはアレントが「知識」と「意見」すなわち「理論」と「実践」との古典的区分に固執しており、そこからは合理的な議論によるコミュニケーション行為の意義が汲み出せないとして批判している。

Cf. Jürgen Habermas, "Philosophisch-politische Profile" Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1972. 247f.

小牧・村上訳『哲学的・政治的プロフィール』上、下未来社、一九八四年、三四九頁以下 / 齋藤純二「政治的公共性の再生をめぐる——アレントとハーバーマス」『ハーバーマスと現代』第一〇章、藤原・三島・木前編、新評論、一九八七年。

(11) Arendt, op.cit.

(12) Ibid. 志水速雄訳『真理と政治——過去と未来の間にI』合同出版、一九七〇年。

(13) Arendt (ed. by R. Beiner), "Lectures on Kant's Political Philosophy", Chicago, 1982. pp. 70ff. / 浜田義文監訳『カント政治哲学の講義』法政大学出版社局、一九八七年。

(14) Ibid. (邦訳 一〇七—一一頁)

(15) Arendt, Between Past and Future. (邦訳『文化の危機』九六頁)

99) ダントレーズは、このアリストテレス的「思慮」という個人主義的立場と、カント的な「公平な観察者」の普遍主義的立場がアレントの「判断力」の規定に混在している難点を強く指摘している。

Cf. Maurizio Passerin d'Entreves, "The Political Philosophy of Hannah Arendt" London, 1994, pp. 101 ff. (Chapter 3)

100) Arendt, *The Human Condition*, pp. 206 f. (邦訳 一三四頁)

101) Ronald Beiner, "Hannah Arendt on Judging" in Arendt, *Kant's Political Philosophy*. pp.89 ff. Part Two, Interpretive Essay (邦訳 一三三頁以下)

102) Arendt, *Past and Future*. (前掲書) 一〇〇頁)

103) Eg. Richard J. Bernstein, "Hannah Arendt. The Ambiguities of Theory and practice" in *Political Theory and practice*, Ed. by T. Ball, Minneapolis, 1977.

なお、「公的領域」の今日的復権の主張を暗に想定するアレントの議論は、ハーバーマスの「生活世界」概念やアーペルの「コミュニケーション共同体」といった対話的モデルによる政治的公共性の復権論と問題意識を共有していることは自明であるが、これらも含めてそのユートピア的性格が批判の対象となるであろう。

104) Arendt, op.cit.

105) Cf. Arendt, "Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil", London,

106) アレントの自由とは、古代ギリシアの都市国家において成立していた「自由と平等」が結びついた状況を範例とするもので、「命令するも命令されもしないで活動しうる状態」を意味する。つまり今日概念での「強制的支配からの解放(liberty)」という意味においてだけでなく、人々が対等な立場で自発的に活動し、共同的行为(すなわち政治)に参加する自由(freedom)あるいはまたその空間、という積極的な意味において使われている。

Cf. Arendt, "What is Freedom?" in *Between Past and Future*. 1966. / 飯島昇蔵「ハンナ・アレントと公的自由」『早稲田政治経済学雑誌』第二一五号、一九八一年。

(いまもと しゅうじ 早稲田大学)